

監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(公民館現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月4日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	有	馬	茂人

令和元年度定期監査（公民館現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

令和元年7月25日（木）

2 監査の対象

南公民館における現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各公民館における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

施設における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

(1) 公金の取扱いについて

コピー代等の現金取扱いについて、実態に即した効率的な事務が行えるよう、マニュアルの見直しについて検討するとともに、現金出納帳を作成し責任の所在を明確にすることを提案する。

(2) 固定資産台帳について

台帳に記載されている耐用年数について、現実的ではない年数の記載がある。公民館の建物の耐用年数に合わせたと思われるが、再度検討いただきたい。

(3) 消耗品の管理について

コピー用紙等消耗品の管理については、適正な在庫管理が行えるよう台帳による管理について検討いただきたい。

(4) 公民館の主催事業について

公民館利用者がどうしても高齢者中心になってしまいがちだが、地域コミュニティの中核としてあらゆる世代の人たちに利用してもらえるような主催事業に積極的に取り組んでいただきたい。